

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿屋市長 中西 茂

市町村名 (市町村コード)	鹿屋市 (462039)
地域名 (地域内農業集落名)	細山田地区 (高松、立小野、水之元、堂園、馬掛、はし場、外堀、更和、新中堀、共和、共心、生栗須、北原、平瀬、下之段、竹下堀、入部堀、東新堀、西新堀、新栄、東新町、西新町、東共心、下中、中野、山下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は、畑地帯については肉用牛生産や養豚を中心とした畜産と露地キャベツ等野菜のほか、でん粉用及び焼酎用さつまいもなどの土地利用型農業が盛んであり、また、笠野原地区畑地かんがい事業で整備された施設を活用した茶などの水利用効果の高い作物と併せて施設野菜・花きの栽培も盛んである。

水田地帯については、東側の串良川沿いに位置しており、早期水稲後に飼料作二毛作が定着しているほか、一部普通期水稲も栽培されている。基盤整備実施済み地区については、耕作条件が整った優良農地であり、大規模農家への集約を進める必要がある。

近年、農業従事者の高齢化・兼業化・後継者不足が進行し、農用地等の効率的かつ総合的利用が課題となっている。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業従事者の平均年齢:62.9歳

農業者:208人(うち50歳代以下34人)、経営体数:113(うち法人経営体9)

中山間地域等直接支払交付金協定集落:1集落

主な作物:肉用牛、養豚、養鶏、さつまいも、露地野菜、施設野菜、花き、飼料作物、水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

畑地帯では、高収益性のピーマン、きゅうり、花きの生産振興やでん粉用及び焼酎用さつまいもの生産における低コスト化や輪作体系を確立するとともに、水利用による新たな作物の導入を進めることで作物の産地化を進める。水田地帯は、ほ場整備の完了地区では、作業の効率化を図るため、大規模な経営体への農地集積を推進し、ほ場整備未整備地区では、多面的支払交付金の活動組織による保全活動を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	462.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	462.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の区域内の農地のうち、都市計画区域の用途地域内の農地を除き、農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、拡大意向のある農業者、認定農業者や新規就農者を中心に、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の合意のもとに基盤整備が必要な場合は、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用した整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市全体の方針として、市農業公社の研修機能の強化など新規就農者の研修受入体制を強化し、本市における農業の中核的な担い手となる新規就農者や後継者の育成を推進する。また、新規就農者としてU・I・Jターン者等を積極的に募集するとともに、集落営農組織や農福連携など多様な事業体の参画を推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業受託組織の育成を図り、JA等と連携した受委託を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①関係機関等との連携による捕獲活動の強化や忌避作物の栽培普及による鳥獣被害の防止を推進する。
- ③関係機関・団体との連携によりスマート農業機械・設備の導入を支援し、先端技術を活用した稼ぐ生産環境の整備を推進する。
- ⑦日本型直接支払交付金を活用した地域の共同活動及び集落営農活動を支援する。